



県章

山形県公報

平成27年4月24日（金）

第2641号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子育て支援課）…587

告 示

- 指定管理者の指定……………（県民文化課）…588
- 山形県県民会館の利用料金……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁福祉課）…592
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…593
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（最上総合支庁農村計画課）…594
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…同
- 基本測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 県証紙売りさばき人の指定……………（会計局）…595
- 県証紙売りさばき所の変更……………（同）…同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会計局）…596

規 則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第462号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県民会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県県民会館
- 2 指定した団体 山形市桜町一丁目3番32号
株式会社ステージアンサンブル東北
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

山形県告示第463号

山形県県民会館条例（昭和39年3月県条例第10号）第11条第2項の規定により、山形県県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金
 - (1) 施設

区 分			利 用 料 金 の 額				
			午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	左記以外の 時間
入場料金を領収しない場合 及び300円以下 の入場料金を 領収する場合	ホール	平日	18,400円	27,500円	34,700円	78,800円	1時間当たり 10,900円
		土曜日等	22,300円	32,100円	41,300円	94,000円	1時間当たり 12,400円
	地下講堂	平日	2,620円	2,890円	3,800円	8,680円	1時間当たり 1,040円
		土曜日等	3,020円	3,540円	4,590円	10,520円	1時間当たり 1,180円
	会議室		1,180円	1,700円	2,090円	4,980円	1時間当たり 520円
	展示室		1,040円	1,180円	1,570円	3,800円	1時間当たり 520円
300円を超え 1,000円以下 の入場料金を 領収する場合	ホール	平日	27,600円	41,250円	52,050円	118,200円	1時間当たり 16,350円
		土曜日等	33,450円	48,150円	61,950円	141,000円	1時間当たり 18,600円
	地下講堂	平日	3,930円	4,330円	5,700円	13,020円	1時間当たり 1,560円
		土曜日等	4,530円	5,310円	6,880円	15,780円	1時間当たり 1,770円
	会議室		1,770円	2,550円	3,130円	7,470円	1時間当たり 780円
	展示室		1,560円	1,770円	2,350円	5,700円	1時間当たり 780円

1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	ホール	平日	36,800円	55,000円	69,400円	157,600円	1時間当たり21,800円
		土曜日等	44,600円	64,200円	82,600円	188,000円	1時間当たり24,800円
	地下講堂	平日	5,240円	5,780円	7,600円	17,360円	1時間当たり2,080円
		土曜日等	6,040円	7,080円	9,180円	21,040円	1時間当たり2,360円
	会議室		2,360円	3,400円	4,180円	9,960円	1時間当たり1,040円
	展示室		2,080円	2,360円	3,140円	7,600円	1時間当たり1,040円
3,000円を超え5,000円以下の入場料金を領収する場合	ホール	平日	40,480円	60,500円	76,340円	173,360円	1時間当たり23,980円
		土曜日等	49,060円	70,620円	90,860円	206,800円	1時間当たり27,280円
	地下講堂	平日	5,760円	6,350円	8,360円	19,090円	1時間当たり2,280円
		土曜日等	6,640円	7,780円	10,090円	23,140円	1時間当たり2,590円
	会議室		2,590円	3,740円	4,590円	10,950円	1時間当たり1,140円
	展示室		2,280円	2,590円	3,450円	8,360円	1時間当たり1,140円
5,000円を超える入場料金を領収する場合	ホール	平日	46,000円	68,750円	86,750円	197,000円	1時間当たり27,250円
		土曜日等	55,750円	80,250円	103,250円	235,000円	1時間当たり31,000円
	地下講堂	平日	6,550円	7,220円	9,500円	21,700円	1時間当たり2,600円
		土曜日等	7,550円	8,850円	11,470円	26,300円	1時間当たり2,950円
	会議室		2,950円	4,250円	5,220円	12,450円	1時間当たり1,300円
	展示室		2,600円	2,950円	3,920円	9,500円	1時間当たり1,300円

(注) 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

(2) 設備

区 分	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞台設備	舞台せりあげ装置	1基	1,700円
	オーケストラピット	一式	4,340円
	所作台	1台	190円
	演壇	一式	640円
	松羽目	一式	1,700円
	びょうぶ	1双	1,300円
	ひな壇	一式	4,860円

	指揮台	1台	310円
	譜面台	1台	160円
	紗幕	一式	850円
	地がすり	1張	720円
	緋毛せん	1枚	120円
	上敷ござ	1枚	110円
	展示用パネル	1枚	20円
	大太鼓	一式	1,300円
ピアノ	ホール用 スタインウェイ	1台	10,520円
	ホール用 ヤマハ	1台	5,250円
	地下講堂用 カワイ	1台	2,620円
映写設備	35ミリ映写機	2台1組	7,880円
	16ミリ映写機	1台	3,930円
	スライドプロジェクター	1台	1,180円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	910円
	スクリーン	1張	1,700円
音響設備	拡声装置	一式	2,620円
	拡声装置（地下講堂備付け）	一式	1,180円
	拡声装置（移動用）	一式	1,180円
	マイク	1本	520円
	ワイヤレスマイク	1本	1,040円
	マイク3点吊装置	1基	850円
	マイクエレベーター装置	1基	850円
	コンデンサーマイク	1本	970円
	ダイナミックマイク	1本	850円
	フロントバックスピーカー	1台	640円
	ステージスピーカー	1台	850円
	ウォールスピーカー	1組	850円
	レコードプレーヤー	1台	1,040円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,040円
	テープレコーダー	1台	1,180円
	ミニディスクプレーヤー	1台	1,180円
	エコーマシン	1台	1,300円
	スタンド	1本	250円
	音響反射板	一式	3,930円
照明設備	ボーダーライト	1列	1,040円
	サスペンションライト	1列	1,570円
	アッパーホリゾンライト	1列	1,300円
	シーリングスポットライト	1列	2,890円
	センターピンスポットライト	1台	1,960円
	フロントサイドライト（右）	1組	1,300円
	フロントサイドライト（左）	1組	1,300円
	フットライト	1列	640円
	スポットライト（1キロワット以上）	1台	390円
	スポットライト（500ワット）	1台	190円
	ロアホリゾンライト	1列	780円
	ストリップライト	1本	120円
	タワースタンド	1基	520円
	トーマンタースポットライト	1基	640円

エフェクトマシン	1台	640円
元玉、先玉	1個	160円
ミラーボール	1台	640円
オーケストラ用ランプ	1個	70円
プラスターカラー	1枚	720円
スタンド	1本	250円

(注) この表に定める額は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たりの額である。

(3) 準備又は練習のためのホール使用

区 分	利 用 料 金 の 額				
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	左記以外の時間
平日	9,200円	13,750円	17,350円	39,400円	1時間当たり 5,450円
土曜日等	11,150円	16,050円	20,650円	47,000円	1時間当たり 6,200円

(4) 浴室使用に係る加算額

使 用 時 間 の 区 分	加 算 額
午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たり	1,300円

(5) 電気消費に係る加算額

持込みに係る器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	額
午前9時から正午まで	190円
正午から午後5時まで	320円
午後5時から午後10時まで	320円
午前9時から午後10時まで	830円

(6) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	加 算 額	
	冷 房	暖 房
ホール	1時間当たり 4,730円	1時間当たり 4,730円
地下講堂		1時間当たり 520円

会議室	1時間当たり	120円	1時間当たり	190円
-----	--------	------	--------	------

備考 第1号及び第3号の表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 適用期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

山形県告示第464号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人米沢市社会福祉協議会 米沢市西大通一丁目5番60号	米沢市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 米沢市西大通一丁目5番60号	訪問入浴介護	平成27. 3. 31

山形県告示第465号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人米沢市社会福祉協議会 米沢市西大通一丁目5番60号	米沢市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 米沢市西大通一丁目5番60号	介護予防訪問入浴介護	平成27. 3. 31

山形県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山市西部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	井 澤 孝 夫	村山市大字稲下279番地
同	軽 部 進 一	同 大久保甲179番地
同	菅 井 一 郎	同 湯野沢196番地
同	石 井 正 市	同 1406番地の1
同	笹 原 勝 美	同 岩野1092番地

同	細 谷 隆 志	同	白鳥1576番地
同	高 橋 貢 一	同	大槓160番地
同	高 谷 太	同	大久保乙213番地
同	佐 藤 善 洋	同	大槓1371番地
同	青 柳 剛	同	白鳥1164番地
監 事	鈴 木 幸 和	同	湯野沢167番地
同	笹 原 茂 規	同	稲下1185番地の1
同	笹 原 義 一	同	長善寺578番地

山形県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山市西部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	太 田 一 男	村山市大字稲下175番地
同	細 谷 吉 春	同 白鳥3283番地の1
同	高 谷 太	同 大久保乙213番地
同	小 林 加 次 重	同 湯野沢1111番地
同	海 老 名 俊 美	同 1015番地
同	笹 原 勝 美	同 岩野1092番地
同	門 脇 榮 悦	同 大久保甲133番地の1
同	佐 藤 善 洋	同 大槓1371番地
同	高 橋 貢 一	同 160番地
同	青 柳 剛	同 白鳥1164番地
監 事	笹 原 義 一	同 長善寺578番地
同	鈴 木 幸 和	同 湯野沢167番地

同	笹原茂規	同	稲下1185番地の1
---	------	---	------------

山形県告示第468号

泉田川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成27年4月15日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
新庄市役所、金山町役場、真室川町役場及び鮭川村役場
- 縦覧に供する期間
平成27年5月1日から同年6月3日まで
- その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年4月24日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成27年4月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 道路の種類 県道
- 路線名 貫見間沢線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡西川町大字沼山字林中827番13から		旧	6.2メートル	110メートル
同 982番15まで			4.6	
同	上	新	14.0メートル	同上
			6.2	

山形県告示第470号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年4月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 基本測量を実施する地域
酒田市、遊佐町
- 基本測量を実施する期間
平成27年4月27日から平成28年3月31日まで
- 作業の種類
基本測量（空中写真撮影及び現地画像基準点測量）

山形県告示第471号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所 在 地	売りさばき所の所在地	指定年月日	売りさばき 開始年月日
社会福祉法人村山市社会福祉協議会 会長 竹川 英一	村山市中央一丁目5番24号	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	平成27. 3. 30	平成27. 4. 1

山形県告示第472号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称及び 代表者氏名	売りさばき所の所在地		承 認 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
丸大堀内株式会社 代表取締役 堀内 琢夫	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	村山市楯岡新町一丁目2番8号	平成27. 3. 30

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成27年4月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人せいよう
 - (2) 代表者の氏名
池田 康二
 - (3) 主たる事務所の所在地
酒田市新橋一丁目7番16号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、年齢にかかわらず様々な状況に置かれている人々に対して、社会に参画するための機会を得ることを支援するための事業を行い、より多くの人々が自立した生活を送ることを可能とする活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
山形県広報誌「県民のあゆみ」 年間予定数量 2,465,400部
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 平成27年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
藤庄印刷株式会社 山形市あこや町三丁目18番30号
- 5 落札金額 12,096円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年2月17日